

参加者の有無を確認する公募手続に係る参加意思確認書の提出を求める公示

令和7年5月29日

支出負担行為担当官

大阪管区気象台長 東 田 進 也

1 当該招請の主旨

本業務については、既に運用している局地的気象監視システム(美浜観測局)用非常用発動発電機に発生した障害の復旧及び故障修理を実施するものであるが、下記の応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募に応募の結果、4.の応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあっては、本業務に必要な点検対象機器の設備及びシーケンスを熟知している法人等との契約手続に移行する。なお、4の応募要件を満たすと認められる者がいる場合にあっては、一般競争入札方式による公告を行う予定である。

2 業務概要

(1)業務名

局地的気象監視システム(美浜観測局)用非常用発動発電機の故障修理

(2)業務内容

局地的気象監視システム(美浜観測局)用非常用発動発電機に発生した障害の復旧及び故障修理

(3)履行期限

令和7年12月26日(金)

3 業務目的

局地的気象監視システム(美浜観測局)用非常用発動発電機に発生した障害の復旧及び故障修理を目的とする。

4 応募要件

(1)基本的要件

ア 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

イ 令和7・8・9年度国土交通省(全省庁統一資格)「役務の提供等」において近畿地域の競争参加資格を有する者であること。

ウ 大阪管区気象台から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

エ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(2)技術力に関する要件

ア 局地的気象監視システム(美浜観測局)用非常用発動発電装置について、同機器の構造、機能、仕様等に精通し、組立及び総合動作試験を行う技術を有すること。

(3)守秘性に関する要件

ア 大阪管区気象台から提供された資料は、監督職員の許可を受けた場合または公開資料であることが明らかである場合を除き、本業務以外の目的で使用してはならない。

また、貸与された資料は、本業務終了後直ちに返却しなければならない。

イ 大阪管区気象台の許可を受けた場合を除き、本成果物を他に流用してはならない。

(4)業務執行体制に関する要件

ア 本業務における事前打合せ等に係る連絡窓口を有すること。

イ 本業務中または完了後に発生(判明)した不具合等に係る連絡窓口を有すること。

(5)業務実績に関する要件

ア 非常用発動発電装置の故障修理の実績があること。

5 手続き等

(1)担当部局及び問い合わせ先

〒540-0008

大阪市中央区大手前4-1-76 大阪合同庁舎第4号館

大阪管区気象台会計課第二契約係

電話 06-6949-6301

(2)説明書の交付期間、場所及び方法

令和7年5月29日(木)から令和7年6月26日(木)まで (1)に同じ

(3)参加意思確認書の提出期限、場所及び方法

令和7年6月27日(金) 17時00分 (1)に同じ。

原則として電子メールにより提出すること。

6 その他

(1)手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨とする。

(2)関連情報を入手するための照会窓口 5(1)に同じ。

(3)一般競争入札方式による公告を行うこととなった場合、その旨後日通知する。

(4)令和7・8・9年度国土交通省(全省庁統一規格)「役務の提供等」において近畿地域の競争参加資格の認定を受けていない場合も5(3)により参加意思確認書を提出することができるが、本件が(3)の公告を行うこととなった場合で当該入札の競争参加資格確認申請を行う場合には、当該資格の認定を受けていなければならない。

(5)詳細は公募説明書による。